

沖合たこかご漁業の許可の基準

令和 7 年 5 月 9 日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者